

感染症対策を踏まえた 避難所開設・運営マニュアル

～ 避難所における感染症対策 ～



令和5年7月

箕輪町役場 総務課

はじめに

全世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症の大流行により、私たちは日常の感染防止対策の大切さを痛感させられました。また、災害時の避難所における避難者の健康管理や避難所の衛生環境についても、集団感染を防止し、避難者の生命、身体を保護するために、万全な避難所対策を期すことが求められました。

箕輪町では、令和2年6月に「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営マニュアル」を作成し、町内各区の自主防災会と共有することで、災害時の避難所における感染症対策を実施してきました。

本マニュアルでは、地震、水害、土砂災害等の大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、多くの住民の皆さんが避難することで、避難所は3密（「密集」「密接」「密閉」）状態となり、クラスター発生のリスクが高まるため、「いかに感染リスクをコントロールしながら避難所を運営するか」という考え方に立ち、

- ・複数の避難所への分散避難により一人当たりのスペースを拡大
 - ・発熱など風邪の症状のある人の避難専用スペース及び避難場所の確保
 - ・避難所における「流水での手洗い」「マスクの着用」「消毒液による手指消毒」「換気」の徹底
- などの対策を示しました。

このたび、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更され、これまで求められていた患者や濃厚接触者の外出自粛が求められなくなりました。

一方で、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となりますが、こうした対策は、

- ・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効であること
- ・流行期において、高齢者等重症化リスクの高い者は、換気の悪い場所や、不特定多数の者がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）であること

から、災害時の避難所における感染対策として引き続き有効であると考えられるため、マニュアルを一部改定し、新型コロナウイルス感染症に限らない、様々な感染症への対策を実施します。



目 次

◎ はじめに

第1章	感染症の感染拡大防止	1
1	避難所における「3密」対策	
2	避難所生活で避難者自身が心掛けること	
第2章	避難所開設に向けた事前準備事項	2
1	自然災害が発生した場合の避難者想定数	
	◇箕輪町に影響を及ぼす地震における避難者想定数	
	◇土砂災害警戒区域「西山」：各区の避難者想定数	
	◇土砂災害警戒区域「東山」：各区の避難者想定数	
	◇天竜川浸水想定区域に該当する地域の避難者想定数	
	天竜川氾濫による区ごとの避難者人数・世帯数	
	◇災害種別ごとの最大避難者人数及び世帯数	
2	複合災害に備えての分散避難	6
	(1) 住民への分散避難の協力依頼	
	(2) 指定避難所以外の新たな避難場所の開設	
3	感染症対策を踏まえた避難所収容人数及び世帯数	8
4	避難所における「3密」回避の社会的距離の考え方	9
	(1) 社会的距離を確保した広さ（体育館等の大規模施設）	
	(2) 社会的距離を確保した広さ（公民館等の小規模施設）	
	(3) ブルーシート及びパーティションの家族単位使用の理由	
5	避難所における事前準備物品一覧「感染防止対策用」	11
第3章	複合災害に対応した避難所運営要領	12
1	避難所運営組織構成（複合災害）	
	(1) 自主防災会による「指定第1次避難所」の運営	
	(2) 指定第2次避難所（体育館等）及び指定避難所以外の避難所開設運営	
2	受付前の健康チェックと問診	13
	(1) 避難者の健康チェック	
	(2) 発熱等の風邪の症状がある避難者及び重症化リスクの高い人の避難先	

(3) 健康状態 A・B・C の対応	14
(4) 避難者に発熱等の風邪の症状が出た場合の対応	
3 受付の設置	15
(1) 避難者受入れの際の留意事項	
(2) 避難所受入れの際の運営者の役割分担	
4 手指消毒液の配置箇所	16
5 食事配給	17
(1) 食事配給要領	
(2) 食事配給時の留意事項	
6 継続的な感染予防対策	18
(1) 「検温」「避難所内の消毒」「換気」の励行	
(2) 避難者の継続的な体調管理の実施	
7 避難所生活における注意事項の説明	18
8 避難者に対する相談体制	19
9 人権保護対策	19
第4章 感染症対策の要となる「衛生班」の役割	20
第5章 避難所運営ルール決定	23
第6章 避難所運営担当者の安全管理	25
1 避難所運営担当者（自主防災会・町職員等）の安全管理 〈避難所運営担当者の実施事項〉	
2 避難所運営における場面ごとの装備	
3 体調管理体制	

第1章 感染症の感染拡大防止

1 避難所における「3密」対策

①換気の悪い <u>密閉空間</u>	・定期的な換気の励行
②多数が集まる <u>密集場所</u>	・2 mルール 社会的距離の確保
	・教室部分の活用による避難者の分散化 ・ホテル・旅館の借上げによる代替措置
③間近で会話や発声する <u>密接場面</u>	・会話ルールの遵守 ※大声を出さない、2 mの距離を確保する
	・避難所受付に透明シート等の設置

2 避難所生活で避難者自身が心掛けること

避難者の感染防止のための心掛け（留意事項）

- ・ 1日3回の検温の励行
- ・ アルコール消毒液による手指の消毒と石鹸による30秒間の手洗いの励行
- ・ マスクの着用
- ・ 常に2 mという社会的距離（ソーシャルディスタンス）を保った行動に心掛ける
- ・ 「換気」に対する協力

※避難所運営関係者（自主防災会及び町職員）も同様に実施すること

第2章 避難所開設に向けた事前準備事項

1 自然災害が発生した場合の避難者想定数

◇箕輪町に影響を及ぼす地震における避難者想定数

主要活断層帯	発災1日後	発災2日後	発災1週間後
	避難者数	避難者数	避難者数
①糸魚川静岡構造線断層帯地震（全体）	1,710人	3,790人	3,140人
②糸魚川静岡構造線断層帯地震（南側）	2,540人	4,560人	4,010人
③伊那谷断層帯地震	1,830人	3,970人	3,340人
④木曾山脈西縁断層帯地震	400人	2,120人	1,450人
⑤境峠・神谷断層帯地震	300人	1,690人	1,110人
⑥南海トラフ巨大地震（陸側）地震	280人	3,840人	2,520人

長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）より抜粋

※避難所以外への避難者については、避難所への避難者数と同数として想定

◇土砂災害警戒区域「西山」：各区の避難者想定数

各区	危険メッシュ番号	避難常会・組	世帯数	人数
富田区	53377704 53376794	全組（1組～3組）	135世帯	363人
上古田区	53377704	全組（1組～8組）	272世帯	691人
下古田区	53377715 53377726	1組～4組 （5組以外の全組）	85世帯	218人
八乙女区	53377715 53377725 53377726	全組（1組～7組）	190世帯	476人
沢区	53377736 53377746 53377747 53377738	長田1組～3組 沢上中部1組・2組 沢上仲1組・2組 沢上西1組・2組 沢上南1組・4組 沢上北部1組	800世帯	1,875人
大出区	53377736	大出17組～22組	206世帯	483人
避難世帯数と避難者数の合計			1,688世帯	4,106人

◇土砂災害警戒区域「東山」：各区の避難者想定数

各 区	危険メッシュ番号	避難常会・組	世帯数	人 数
福与区	53386060 53386061 53386070 53386071	全区（全常会）	257 世帯	694 人
三日町区	53386070 53386071 53386080 53386081 53376799 53386090	上町北 1（天竜川右岸） を除く全区 ※三日町区 9 常会のうち 7 常会が対象	400 世帯	927 人
長岡区	53377709 53387000 53387010	新城 1・新城 2 南部西・真瀬口下 を除く ※長岡区 15 常会のうち 11 常会が避難	296 世帯	822 人
南小河内	53387010 53387020	堰下を除く 5 常会 ※南小河内区 6 常会のうち 5 常会が避難	153 世帯	393 人
北小河内	53387020 53387030 53387040	・ 県道 19 号東側 土砂災害警戒区域 中村・久保南部 久保北部・漆戸 ・ 県道 19 号西 天竜川浸水想定区域 宮下・久保南部 久保北部・漆戸	134 世帯	325 人
避難世帯数と避難者数の合計			1,240 世帯	3,161 人

※土砂災害警戒区域外ではあるが区域との境付近にある常会も安全確保のため避難対象常会として安全な場所へ避難を促す可能性がある。

※三日町区の下町は、土砂災害及び浸水被害の危険性あり。

※北小河内区の「久保南部」「久保北部」「漆戸」における土砂災害警戒区域内の世帯数及び人口については、各常会とも全人口の 1/4 を目安として算出。

◇天竜川浸水想定区域に該当する地域の避難者想定数

※令和5年6月1日現在の各常会の世帯数を基本に算出

地区名	常会・組（河川ポスト）	人数	世帯数
北小河内 ※県道19号より 西方を避難対象 区域とした	漆戸の一部（208.2～207.4）	91人	31世帯
	久保北部の一部（207.4～207.2）	86人	38世帯
	久保南部の一部（207.2～207.0）	143人	55世帯
	宮下の全部（207.0～206.2）	335人	120世帯
長岡区	十沢の全部（203.8～203.4）	26人	11世帯
沢区	北部1組の全部（207.2～206.4）	76人	29世帯
	北部2組の全部（206.4～206.2）	40人	14世帯
	中部6組の全部（206.2付近）	54人	20世帯
	北荒井7組の全部（206.2～205.2）	46人	16世帯
	北荒井8組の全部（206.2～206.0）	29人	11世帯
	中荒井9・10組の全部（206.0～205.8）	82人	29世帯
	南荒井11組の全部（205.8～205.6）	32人	13世帯
大出区	南荒井13組の全部（205.6～205.2）	105人	34世帯
	大出7組の一部（205.2付近）	3人	1世帯
大出区	大出9組の一部（205.0～204.8）	3人	1世帯
	三日町区	上町北1の全部：天竜川兩岸（202.2～202.0）	121人
上町北2の全部（202.0～201.8）		36人	17世帯
上町南1の全部（201.8～201.6）		48人	23世帯
上町南2の全部（201.6～201.4）		83人	29世帯
下町の全部（201.4～201.0）		265人	122世帯
田中城の全部（200.6～199.8）		368人	164世帯
松島区 ※JR飯田線より 東の常会を 避難対象とした	北島の全部（204.8～204.0）	280人	157世帯
	天竜町の全部（204.0～203.8）	85人	50世帯
	東町2の全部（203.8～203.6）	217人	101世帯
	日の出新町1の全部（203.6～203.0）「浸水想定外」	153人	71世帯
	日の出新町2の全部（203.6～203.0）	132人	62世帯
	日の出新町3の全部（203.0～202.8）	282人	135世帯
	坂井南の全部（202.8～202.4）	404人	201世帯
	坂井北の全部（202.8～202.4）「浸水想定外」	233人	113世帯
木下区 ※JR飯田線より 東の常会を避難 対象とした	本町1の一部（203.0～202.8）	27人	15世帯
	中条の全部（202.0～201.8）	286人	121世帯
	栄町の全部（202.2～201.4）	285人	143世帯
	栄町西の全部（202.2～201.4）	91人	36世帯
	東殿の全部（201.4～201.2）	318人	129世帯
	南新町の全部（201.2～200.6）	416人	185世帯
天竜川氾濫に伴う避難対象人数及び世帯合計		5,281人	2,356世帯

※表中には浸水想定区域外の常会・区もあるが、避難情報を発令する際に安全対策として常会・組単位の全世帯として発令する可能性があるため、実際の浸水想定区域内の避難対象者数より多い。

なお、表中の「一部」について、人数及び世帯数は全体の3/4とした。

天竜川氾濫による区ごとの避難者人数・世帯数

No.	区名称	避難対象人数	避難対象世帯	避難所
1	北小河内区	655 人	244 世帯	北小河内公民館、東小体育館等
2	長岡区	26 人	11 世帯	長岡公民館
3	沢区	464 人	166 世帯	沢公民館、北小体育館等
4	大出区	6 人	2 世帯	大出コミュニティ
5	三日町区	921 人	414 世帯	南小体育館等
6	松島区	1,813 人	905 世帯	松島コミュニティ、町民体育館
7	木下区	1,396 人	614 世帯	箕輪進修高校第1・2体育館
避難対象人数等合計		5,281 人	2,356 世帯	

※災害の規模等に応じて、社会体育館・中学校体育館等の第2次指定避難所を開設していく

◇災害種別ごとの最大避難者数及び避難世帯数

災害種別	巨大地震・土砂災害・浸水想定区域	想定避難者数	想定避難世帯
地震	糸魚川静岡構造線断層帯地震（南側）	4,560 人	
土砂災害	土砂災害警戒区域「西山」富田区等6地区	4,106 人	1,688 世帯
	土砂災害警戒区域「東山」福与区等5地区	3,161 人	1,240 世帯
浸水害	洪水予報河川「天竜川」浸水想定区域	5,281 人	2,356 世帯

※糸魚川静岡構造線断層帯地震（南側）は、箕輪町で想定される地震の中で最も避難者数（発災2日後）が多い地震災害である。（H27.3 長野県地震被害想定調査報告書より）

※土砂災害警戒区域及び浸水想定区域の避難者数・世帯数については、令和5年6月1日現在の該当する常会・組の総人数及び総世帯数を計上している。

2 複合災害に備えての分散避難

避難所において、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染拡大原因とされる「3密」を避けるため、さまざまな場所への「分散避難」が必要となる。

(1) 住民への分散避難の協力依頼

住民の皆さんには、複合災害から自らの命を守るために、親戚や知人宅等への分散避難の協力依頼を実施する。

(別添)「感染症対策を踏まえた避難場所の判断」 参照

※町ホームページに掲載

(2) 指定避難所以外の新たな避難場所の開設

あらかじめ指定した33箇所の指定避難所以外の避難所として、下記の8施設①～⑧を開設する。(伊那プリンスホールを含む)

【指定避難所以外の新たな避難所】(通路を含まない最大収容人数)

①箕輪町文化センター

避難所開設・運営担当：健康推進課

避難対象者：発熱等の風邪の症状のある避難者

避難対象	部屋名	面積	収容人数・世帯	備考
1階 「発熱等の風邪の症状がある避難者」	和室1・2・3	72㎡	18人・4世帯	1部屋2世帯
	学習室	126㎡	31人・7世帯	
	創作室	81㎡	20人・5世帯	机を移動させる
	ホール	360㎡	90人・22世帯	予備使用
1階合計(通路含まず)			159人・38世帯	
2階 「発熱等の風邪の症状がある避難者」	研修室1	54㎡	12人・3世帯	世帯ごとに仕切り板を設置
	研修室2	54㎡	12人・3世帯	
	研修室3	36㎡	8人・2世帯	
	研修室4	36㎡	8人・2世帯	
	研修室5	36㎡	8人・2世帯	
	研修室6	36㎡	8人・2世帯	
2階合計(通路含まず)			56人・14世帯	

※仕切り板は「地域交流センター」東側倉庫

※ホール500席 椅子1つ置き 250人(席)62世帯

②箕輪町地域交流センター

避難対象者：発熱等の風邪の症状のある避難者

施設名	部屋名	面積	収容人数・世帯数	備考
地域交流センター	研修室 A・B	127 m ²	31 人・7 世帯	
	多目的交流室	105 m ²	60 人・15 世帯	
	交流室 1	59 m ²		
	交流室 2	78 m ²		
合計			91 人・22 世帯	

※箕輪町文化センターが満室になった場合に地域交流センターを使用する。

No.	施設名	面積	収容人数	備考	
③	町民体育館	950 m ²	236 人・59 世帯	832 人・208 世帯 (4 人家族想定)	
④	町民武道館	552 m ²	136 人・34 世帯		
⑤	北小学校 旧体育館	537 m ²	132 人・33 世帯		
⑥	箕輪進修高校第 1 体育館	912 m ²	228 人・57 世帯		
⑦	中学校武道館	401 m ²	100 人・25 世帯		
⑧	伊那プリンス ホール	ホール 2 階	461 m ²	112 人・28 世帯	208 人・52 世帯 (4 人家族想定)
		デビュートホール	260 m ²	64 人・16 世帯	
		和室 2 階	64 m ²	16 人・4 世帯	
		和室 2 階	64 m ²	16 人・4 世帯	

※各施設の最大収容人数には「通路」は含まれていないため、世帯数の 6 割の人数を実際の収容人数の目安としたい。

※ 6 割の根拠：社会体育館での検証結果

$$1 \text{ 世帯のスペース } 4\text{m} \times 4\text{m} = 16 \text{ m}^2$$

$$\text{社会体育館面積 } 1152 \text{ m}^2 \times 16 \text{ m}^2 = 72 \text{ 世帯}$$

$$2 \text{ m の通路確保 } 48 \text{ 世帯} \div 72 \text{ 世帯} \approx 0.67$$

※ホテルを借上げた際の優先順位は

①重症化リスクの高い人

②一般避難者（健康な人）

で、家族同伴で受け入れしていく。

※移動は、原則避難者自身で行うこととする。

【マイカー等の車中避難地】（箕輪町ハザードマップ掲載）

感染症対策として、避難所に避難することを躊躇することのないよう、県は警戒レベル3・4発表時の車による緊急避難及び警戒レベルが2以下になるまでの車内での安全確保を暫定的に容認している。

No.	マイカー等避難地	所在地	地震	土砂	浸水
1	箕輪中部小学校 校庭	中箕輪 10235	○	○	○
2	箕輪北小学校 校庭	中箕輪 475	○	○	○
3	箕輪西小学校 校庭	中箕輪 5715-1	○		○
4	箕輪東小学校 校庭	東箕輪 3187-1	○	○	○
5	箕輪南小学校 校庭	三日町 5	○		○
6	箕輪中学校 校庭	中箕輪 10251	○	○	○
7	箕輪進修高校 校庭	中箕輪 13238	○	○	○
8	一の宮グラウンド	中箕輪 16206	○	○	○
9	長田保育園 園庭	中箕輪 2134-268	○		○
10	八乙女グラウンド	中箕輪 4242	○		○
11	福与農村運動公園	中箕輪 524	○		○
12	㈲箕輪店南側駐車場	中箕輪 9025	○	○	

※車での避難に対する留意事項

- ・エコノミークラス症候群に注意
車の中で足首などの運動・水分を十分にとる・ゆったりとした服を着る
- ・避難の際は最低限の「水・食料・携帯トイレ」を持参する。

3 感染症対策を踏まえた避難所収容人数及び世帯数

【避難所収容目安】

箕輪町避難所収容人数（通路なし）：5,729 人

箕輪町避難所収容人数（通路あり）：3,437 人

避難所	施設	収容人数	収容世帯
第1次指定避難所	公民館・コミュニティ（15施設）	1,348人	304世帯
第2次指定避難所	町・小・中・高体育館（9施設）	1,752人	411世帯
	保育園・子育て支援センター（9施設）	1,271人	287世帯
福祉避難所	老人福祉・障がい者施設（7施設）		
臨時避難所	文化センター・町民体育館等（7施設）	1,150人	282世帯
民間施設	伊那プリンスホール（1施設）	208人	52世帯
避難所収容人数及び世帯数（通路なし）		5,729人	1,336世帯

※体育館

避難所スペース $4\text{ m} \times 4\text{ m} = 16\text{ m}^2$ (家族4人) 1人当たり 4 m^2

※公民館・コミュニティ・保育園

避難所スペース $3\text{ m} \times 4\text{ m} = 12\text{ m}^2$ (家族4人) 1人当たり 3 m^2

※避難対象者

- ・健康な避難者
- ・重症化リスクの高い避難者
- ・発熱等の風邪の症状のある避難者

4 避難所における「3密」回避の社会的距離の考え方

(1) 社会的距離を確保した広さ (体育館等の大規模施設)

ア ブルーシートの1区画 (基本は家族単位)

- ・ブルーシートのサイズ「 $3.6\text{ m} \times 3.6\text{ m}$ 」
ブルーシートとブルーシートの間隔を「 40 cm 」空けることで、
 $(3.6\text{ m} + 40\text{ cm}) \times 4.0\text{ m}$ (2辺が通路側) = 16 m^2 を確保する。
- ・基本的にブルーシート1区画の使用は、家族単位 (世帯) とする。
5人家族の場合は2枚のシートを使用し「2人」と「3人」に分ける。
5人家族の2人のシートは、他の2人家族の相席とする。

【シートの座り方】

家族単位でも一人ひとりの間隔を空けるように心掛け、その目安は、シート4分の1の中央に1人ずつ座ることとする。

イ 大・小パーティションの1区画 (基本は家族単位)

- ・パーティションのサイズ
大パーティションサイズ $\sim 2.7\text{ m} \times 2.7\text{ m}$ (4、5人用)
小パーティションサイズ $\sim 1.8\text{ m} \times 1.8\text{ m}$ (2人用)
- ・基本的にパーティション1区画の使用は、家族単位 (世帯) とする。
大・小のパーティションを組み合わせて対応する。
- ・1人、2人の場合は、小パーティションを使用する
- ・3人から5人家族の場合は、大パーティションで対応する。
- ・6、7人の家族の場合は、大パーティション (4人・5人) と小パーティション (2人) を使用する

【資料】

資料1 「社会的距離を確保した第2次指定避難所『体育館』のレイアウト」

資料2 - 1 「社会体育館レイアウト (シート区画番号・消毒液配置場所・食事配給机配置場所)」

資料2-2「社会体育館レイアウト（パーティション区画番号・消毒液配置場所食事配給机配置場所）」

(2) 社会的距離を確保した広さ（公民館等の小規模施設）

自治会単位の公民館やコミュニティ施設等の小規模施設における「3密」対策については、

1人当たりのスペース：3㎡（1.5m×2.0m）

避難所での滞在は家族単位（1世帯最大4人）を基本に

1人当たりのスペース3㎡×4人世帯＝12㎡とする。

5人家族の場合は、「2人」と「3人」に分け、2人シートは、他の2人家族の相席とする。

【シートの座り方】（公民館の会議室等）

家族単位でも一人ひとりの間隔が空く配置に心掛け、その目安は、配置場所の4分の1の中央に1人ずつ座ることで社会的距離を確保する。

※公民館等の畳の部屋の「3密」対策

基本的に人と人との間隔を1mから2m（最低1m）空ける。

1人当たりのスペース2畳：1.8m×1.8m＝約3.3㎡

を畳部屋の1人当たりのスペース(目安)とする。

従って、家族単位（1世帯最大4人）での滞在を基本とするため、8畳間1部屋が4人家族の避難所となる。

【資料】資料3 「社会的距離を確保した小規模避難所（公民館等）のレイアウト」

(3) ブルーシート及びパーティションの家族単位使用の理由

家族を分散配置にした場合、ストレスが溜まるばかりか家族同士が行き来することで、かえって感染を引き起こす可能性があるため、家族単位でのシート使用とした。

また家族が避難所で共同生活を営むことで、精神的、肉体的負担を解消するためでもある。

5 避難所における事前準備物品一覧「感染防止対策用」

国・県等のプッシュ支援は、発災から到着まで3日以上時間を要することもあるため、事前備蓄の量を検討する。

<input type="checkbox"/> 電子体温計	<input type="checkbox"/> アルコール消毒液	<input type="checkbox"/> 除菌シート	<input type="checkbox"/> 次亜塩素酸溶液
<input type="checkbox"/> 台所用合成洗剤	<input type="checkbox"/> ペーパータオル	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋
<input type="checkbox"/> ゴミ袋(大・中・小)	<input type="checkbox"/> ポリ袋	<input type="checkbox"/> レジ袋	<input type="checkbox"/> ジップロック袋
<input type="checkbox"/> ハンドソープ	<input type="checkbox"/> コンテナ	<input type="checkbox"/> 不織布マスク	<input type="checkbox"/> フェイスシールド
<input type="checkbox"/> 感染用防護着	<input type="checkbox"/> 蓋付ゴミ箱(足踏み式)	<input type="checkbox"/> 粘着クリーナー	<input type="checkbox"/> ペーパーモップシート
<input type="checkbox"/> バケツ	<input type="checkbox"/> ラップ	<input type="checkbox"/> タオル(1回使用)	<input type="checkbox"/> 新聞紙(吐物処理用)
<input type="checkbox"/> ノズル付ポリタンク(手洗い用)		<input type="checkbox"/> 受付用飛沫ガード板	

- ・使い捨て手袋は、汚れたとき、破れたとき、一連の作業が終了するごとに交換。
- ・ゴミ袋は、大・中・小の種類を多量に準備し、避難者が共同のゴミ箱を使用することを避けるよう努める。
- ・電子体温計は、必ずアルコール等で清拭してから使用する。

【資料】資料4「避難所における衛生環境対策チェック表」

第3章 複合災害に対応した避難所運営要領

1 避難所運営組織構成（複合災害）

- (1) 自主防災会による「指定第1次避難所」の運営
 区長を中心とした「〇〇区避難所運営委員会」を設置
 （「箕輪町避難所開設・運営マニュアル」（H29 作成）を基本に運営する）
 【資料】別紙1「箕輪町避難所運営組織構成（感染症対策編：自主防災会用）」

- (2) 指定第2次避難所（体育館等）及び指定避難所以外の避難所の開設運営

ア 避難所開設、運営担当

◎避難所開設、運営担当課：福祉課

○避難所運営支援課

・健康推進課

負傷者の救護、物資拠点業務がない場合

・子ども未来課

災害時休園の場合

・学校教育課

夜間、休日の災害で学校、生徒に被害がなかった場合

・文化スポーツ課

遺体安置所の準備が必要でない場合（死者がいない場合）

【資料】別紙2「箕輪町避難所運営組織構成（感染症対策編：職員用）」

イ 町職員開設の優先避難所

○町職員開設の優先避難所：第2指定避難所：9箇所 臨時1箇所

○臨時避難所「文化センター」は、発熱等の風邪の症状のある避難者用施設とする。

（地域交流センターは状況に応じて開設）

No.	指定避難所	所在地	地震	土砂	浸水
1	社会体育館	中箕輪 10225-1	○	○	○
2	藤が丘体育館	中箕輪 10235	○	○	○
3	箕輪中部小学校 体育館	中箕輪 10235	○	○	○
4	箕輪北小学校 体育館	中箕輪 475	○	○	○
5	箕輪西小学校 体育館	中箕輪 5715-1	○		○
6	箕輪東小学校 体育館	東箕輪 3187-1	○	○	○
7	箕輪南小学校 体育館	三日町 5	○		○
8	箕輪中学校 体育館	中箕輪 10251	○	○	○
9	箕輪進修高校第2体育館	中箕輪 13238	○	○	○
10	箕輪進修高校第1体育館	中箕輪 13238	○	○	○

エ 避難所運営体制（3交替勤務）

避難所体育館：5箇所開設と臨時避難所「文化センター」の開設

○職員約100人（保健師約10人を含む）

○保健医療体制

保健師については、避難所への巡回体制にするのか固定配置とするかは、災害の規模などに応じて判断する。

○6施設開設：1施設15人編成 3交替勤務（昼間10人・夜間5人）

当直勤務 8:30～翌日の8:30

日勤勤務 8:30～17:15

非直 （発災初日は日勤として避難所運営業務に従事する）

※「非直」とは「当直明けの休養」

【避難所勤務例】

「○○体育館」：A班（5人）・B班（5人）・C班（5人）

勤務	1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	6(土)	7(日)	8(月)	9(火)
当直	A	B	C	A	B	C	A	B	C
日勤	B	C	A	B	C	A	B	C	A
非直	C	A	B	C	A	B	C	A	B

※1日目の「C」は「日勤勤務」

オ 職員の健康管理

職員を疲弊させると、町の行政能力が低下し町の機能が停止状態となってしまうため、災害に対応する職員の健康を維持するため、勤務体制（3交替勤務）を的確に実施し人的能力を維持していく。

2 受付前の健康チェックと問診

(1) 避難者の健康チェック

避難所外において避難してきたら受付前に

- ①マスク着用の確認
- ②手指の消毒
- ③検温の実施
- ④健康チェックの実施

【資料】

資料5-1 「感染症対策：避難所受入れフロー図」

資料5-2 「屋外での検温実施要領（避難所での受付前に実施）」

資料6 「臨時避難所 文化センター図」

資料7 「箕輪町感染予防に伴う健康チェックシート（受付時）」

(2) 発熱等の風邪の症状がある避難者及び重症化リスクの高い人の避難先

○重症化しやすい人とは

- ・高齢者や、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある人
 - ・透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人
- については、感染した場合の重症リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応が必要である。

「箕輪町感染予防に伴う健康チェックシート」による健康状態 A・B・C の避難先

状態	健康状態	判断基準	対応
A	発熱等の風邪症状が確認された避難者	非接触型体温計により、発熱が確認された避難者 (避難所での検温)	・文化センター1階か2階に家族とともに避難
B	健康チェックシート(資料7)で感染の症状がみられた避難者 (避難所で確認)	チェックシートの1～4で1つでも「はい」と答えた人とその家族(濃厚接触者) (避難所内で実施)	・文化センター1階か2階に家族とともに避難
C	要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊婦)	5 その他 ①～③で「はい」と答えた人	・福祉避難所等に移動できるように支援依頼 ・避難所内の指定場所 ・伊那プリンスホール

※指定避難所(公民館等)に発熱等の風邪症状がある人が避難してきた場合、文化センターに家族とともに移動してもらうが、困難な場合は公民館等の個室を専用スペースとして受け入れる。

※伊那プリンスホールは、施設管理者と協議して使用を検討する。

(3) 健康状態 A・B・C の対応

○避難者 A・B

文化センターに家族とともに避難してもらう。

1階ロビーに受付を設置し、

避難者 A には

- ・資料7「感染予防に伴う健康チェックシート」の実施
- ・資料8「避難者名簿」の記載(世帯ごと)

を依頼する。

避難者 B には、資料8「避難者名簿」の記載を依頼する。

○避難者 C を福祉避難所に移動してもらう場合は、福祉課と連携をとりながら実施する。

※基本的には家族が福祉避難所に連れていく(家族同伴)

(4) 避難者に発熱等の風邪の症状が出た場合の対応

避難所において、発熱や咳等の風邪の症状が出た避難者については、災害対策本部に連絡して指示を受け、文化センター、地域交流センター、保健センター、テントなどで隔離措置をとる。

【多くの避難者が発熱等の風邪症状を訴えた場合】

本来、同じ兆候、症状のある避難者を同室にすることは、感染症を想定した場合には望ましくない。

やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの感染防止対策を図ること。

3 受付の設置



被災者管理班を中心に全員で避難所開設準備及び受付を実施する。

(1) 避難者受入れの際の留意事項

- ①避難者と運営者（自主防災会の運営者及び町職員）は、互いの唾がかからないようお互いにマスクを付けて、社会的距離を保ちながら対応する
- ②受付に透明の「パーティション」（飛沫ガード板）を設置したり、「フェイスシールド」等を活用し感染防止に努める
- ③「避難者名簿」を世帯ごとに作成する
- ④誘導する区画番号（シート番号等）を「避難者名簿」に記載する
避難所において感染者が出た場合、濃厚接触者を迅速に特定し集団感染を防ぐために、誰がどこの区画（スペース）にいたか確認できるよう、受付時に「避難者名簿」右上に
(例)「箕輪太郎世帯」：「区画番号No.1」 を記載するとともに、

【資料】資料8「避難者名簿（世帯用等）」（区画番号No.「○○」）

資料9-1（パーティション無し用）「避難所区画番号一覧表」

資料9-2（パーティション用）「避難所区画番号一覧表」

にも記載する。

(2) 避難所受入れの際の運営者の役割分担

避難所受入れ時の役割分担

No.	役割	職員数	具体的任務
①	マスクと体温計の有無の確認 健康チェックシートへの誘導	統括 責任者 1人	○避難者に対し、 ・2m間隔で進むよう指導 ・マスク、体温計の有無の確認 ・健康チェックシート記載場所への誘導（案内）
②	マスクの配布・体温計の貸与	1人	○消毒液及び「手指消毒お願い」貼紙の準備 ○体温計の貸与・マスクの配布
③	「健康チェックシート」(資料7) 記載のお願い	1人	○「健康チェックシート」及びペンの準備 ○除菌シートの準備 ○「健康チェックシート」記載のお願いと使用した ペンを除菌シートで拭く
④	「健康チェックシート」の確認	保健師 2人	○「健康チェックシート」により健康状態を確認 ○感染症状がある避難者は「文化センター」に家族 とともに移動させる。
⑤	避難者名簿の作成依頼 (避難所受付)	2人	○「避難者名簿」(資料8)に区画番号を記載する ○「避難者区画番号一覧表」 (資料9-1・9-2)の記載 ○区画番号を⑥の誘導員に伝える ○避難者に「避難者健康管理シート」を配布する ※1日3回 1週間分の健康管理の記載シート
⑥	避難者をシートまで誘導	3人	○避難者を指定した区画番号まで誘導する

※「ブルーシート」を敷くときに全シートに区画番号をつける

※避難所へのブルーシートの設置及び2m間隔の色テープ等の目印作業は、避難所運営者全員で実施する

【資料】資料5-1「感染症対策：避難所受入れフロー図」

資料5-2「屋外での検温実施要領（避難所での受付前に実施）」

4 手指消毒液の配置箇所



避難所運営者（自主防災会・職員）全員でゾーンごとに消毒液を置く。

設置箇所	本数	設置箇所	本数
①玄関ホール出入口	1本	⑥ トイレ（男性用・女性用）	1本
②避難所出入口	2本	⑦ 更衣室（男性用・女性用）	1本
③避難所内（窓・ドア開閉箇所等）	1本	⑧ 携帯充電スペース	1本
④避難所対策本部	1本	⑨ その他（予備）	1本
⑤掲示板	1本	①～⑨合計	10本

【資料】資料2-1「社会体育館レイアウト（シート区画番号・消毒液配置場所・食事配給配置場所）」

資料2-2「社会体育館レイアウト（大・小パーティション区画番号・消毒液配置場所・食事配給配置場所）」

【手指消毒液配置に伴う留意事項】

○出入口・受付

避難者受付の際、入退場ごとに石けんでの手洗いや手指消毒を促す。

○トイレ・更衣室

利用前、利用後に手指消毒液による手指消毒を促す

※ドアノブに触れるリスクに注意すること

○携帯充電スペース

携帯充電開始前と終了後に手指消毒を促す

○避難所内の通路

通路に配置し、日常的に手指消毒を励行できるようにする。

5 食事配給

避難所運営は、あらゆる場面で人手不足になるため、避難者に避難所運営に協力してくれるよう声をかけ、避難者の健康状態を確認し、手洗い・マスクの着用等を厳守した上で参加してもらう。

(1) 食事配給要領

・食事配給：作業前

①手洗い、アルコール消毒の実施

②マスク着用、使い捨て手袋をつける

・食事配給：作業

①作業台や配膳箱等を次亜塩素酸ナトリウム液に浸したペーパータオルで拭く

②新しいゴミ袋を設置する。

③配給袋（ビニール袋）に食事（弁当・パン等）を入れる

一斉に食事を取りに来るような方法や、手渡しは避けること

④過密にならないよう2世帯から3世帯ずつ区画番号（シート番号等）を呼び、世帯の代表者1人が世帯分の食事を取りに来るよう伝える。

※社会体育館の場合は、避難所入口（各列の一番後ろ：東側）のスペースに、列ごとに長机を置き、そこで食事を配給する

※作業台は長机（0.6m×1.8m）を使用

食事を床に置くことを避けること

⑤食べ終わったらゴミは、世帯ごとまとめて、代表者が分別しながらゴミ袋へ入れる

⑥配膳箱とゴミ袋を回収し、ゴミ袋はまとめて集積場に持っていく

・食事配給：作業後

使い捨て手袋を脱いで、手洗い、アルコール消毒する

(2) 食事配給時の留意事項

○食器の衛生管理の徹底

- ・衛生管理の観点から、炊き出しなどの場合、食器はできるだけ使い捨てを使用する
- ・使い捨ての食器が十分に調達できない場合には、使い捨ての食器又は通常食器の再利用を行う
 - ※ラップやポリ袋を被せ1回ごと取り替える
- ・食器の再利用を行う場合には、各自の用いる食器を特定して、食器の洗浄等は各自が責任を持って行う
 - ※食器や箸などは、80度の熱水に10分間さらすと消毒ができる

6 継続的な感染予防対策

(1) 「検温」「避難所内の消毒」「換気」の励行

避難所運営において、避難者の生命、身体を保護するため、感染症対策の周知徹底と継続的な感染予防措置を講じていく。

- ①避難者の「検温」の実施 : 1日3回(朝・昼・晩)
- ②避難所内「共同箇所の消毒」の実施 : 1日4回
- ③避難所の「換気」 : 1時間に2回

【資料】資料10「避難所における感染症防止のタイムライン(「検温」「避難所内消毒」「換気)」

(2) 避難者の継続的な体調管理の実施

○「避難者健康チェックシート」による体調管理

「避難所における感染症防止のタイムライン」に基づき、1日3回の検温を実施した結果を「避難者健康チェックシート」に記載し、自己管理を徹底をしてもらう。

受付時に 【資料】資料11「避難者健康管理シート」を避難者に配布する。

- 検温実施時、避難所運営担当者(自主防災関係者・町職員等)は、避難者に対し発熱、咳等の症状があり、体調が優れない場合は、遠慮せずに報告するよう促す。

7 避難所生活における注意事項の説明

自主防災会関係者や町職員から避難者に対し、避難所における注意事項について説明し、協力を依頼する。

- ①マスクの着用は個人の判断に委ねるが、高齢者等重症化リスクの高い避難者は、換気の悪い場所や、不特定多数の方がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効であり、これらが避けられない場合はマスクの着用が有効であ

ること。なお、マスクを着用する際は下記に注意すること。

- ・マスクを外す際は、ゴムやひもをつまんで外し、マスクの表面には触れずに廃棄すること
- ・マスクを外した後は、必ず石鹸で手を洗うこと（手指のアルコール消毒でも可）

- ②こまめに手洗いをする
- ③定期的な避難所の換気に協力すること
- ④鼻をかんだティッシュ等は密閉して捨てること
- ⑤1日3回「検温」を行い、自らの健康管理に努めること

8 避難者に対する相談体制

避難者が困り事や不安を抱えたときに、どこに相談すればよいか分かるように、避難所内に「避難者相談窓口」を設置する。

※相談窓口は仕切り、別室等を用いること

※要員が確保できない場合は巡回相談とすること

9 人権保護対策

避難所において、新型コロナウイルス感染症等への感染を恐れるあまり、感染の疑いのある方に対する誹謗・中傷等の事例が生じないように防止策を講じておく。

ゾーニングや空間上の区別が差別的な態度に転化しないよう避難所運営関係者（自主防災会及び町職員等）は、言動や行動に注意すること。

第4章 感染症対策の要となる「衛生班」の役割

新型コロナウイルス感染症等の感染症は、「手を使うこと」「言葉を話すこと」といった人間の行動そのものが感染経路になっており、非常に防ぎにくいウイルスです。

避難所における感染症の感染拡大を防ぐための基本的な予防策は、「手洗い」「マスク着用」「換気」と「3密」を避けることです。

避難者全員がきちんとルールを守れば防げないことはありませんが、1人でもルールを守らない避難者がいると集団感染（クラスター）の原因にもなります。

そのため、感染症対策において、衛生班の役割は大変重要となってきます。

<p>○感染症の症状の確認</p> <p>◆被災者管理班：受付担当</p> <p>受付で「避難者名簿」の作成</p> <p>※避難者名簿に「区画番号」(シート・テント番号等)を記載</p>	<p>○避難所に避難してきたら受付前に</p> <p>①手指の消毒</p> <p>②検温の実施</p> <p>③健康チェックの実施（問診）</p> <p>※「感染予防に伴う健康チェックシート」に避難者が記載</p>
<p>○衛生管理に関すること</p>	<p>○「手洗い」の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い用の消毒液を調達して消毒水を作り、手洗いを励行する。消毒水は、作った日時を明確にし、定期的に交換を行う ・季節によっては、施設内の必要箇所（特に調理室など）を消毒するための消毒液などを調達し、定期的に消毒を実施する <p>○避難所での感染症等の予防策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出から帰ってきたら、手洗い・うがいをするなど、十分に予防策を講ずる ・マスクやうがい薬など、予防のために必要なものは、適宜、食糧・物資班の担当者を通して町災害対策本部に要望する
<p>○共用部分等の清掃・消毒に関すること</p>	<p>【清掃】</p> <p>○市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する</p> <p>※手が触れることがない床や壁は、通常の清掃でよい</p> <p>【消毒】</p> <p>○通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、1日3回定期的に清拭消毒する。</p> <p>※「エタノール消毒液」や「次亜塩素酸ナトリウム消毒液」等を使用</p>

	<p>【使用別の次亜塩素酸ナトリウム液の濃度】</p> <p>○目的別に「0.1%」と「0.05%」に使い分ける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「0.1%」次亜塩素酸ナトリウム液 吐物や便処理、体液が付いた衣類の消毒 ・「0.05%」次亜塩素酸ナトリウム液 ドアノブや床、調理器具等消毒 ・作製した消毒液は必ず内容を明記した容器に入れ、 作り置きしない <p>【トイレ清掃時の注意事項】</p> <p>○複数の人の手が触れる高頻度接触部位 「ドアノブ」「電気のスイッチ」「蛇口」「手すり」 「テーブル」「洗面所」等は適宜消毒する。</p> <p>○「炊事場」「おむつ交換」等のスペースは基本的に使用する都度消毒する</p> <p>1 清掃時の服装 感染用防護着・マスク・使い捨て手袋・ゴーグル（フェイスシールド）</p> <p>2 作業要領 次亜塩素酸液ナトリウム液に浸したペーパータオルを使用して、「手洗い場」「ドアノブ」「カギ」「洗浄レバー」「便器」等を拭く</p> <p>3 作業後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用した感染用防護着をゴミ袋に入れて口を縛り、ゴミ集積場へ持っていく ・手洗い、アルコール消毒をする <p>※便器に吐物や下痢の跡があれば、避難所運営「統括責任者」に報告する</p>
<p>○換気に関すること</p> <p>※避難者の体調に配慮するとともに、実施する際は 「今から換気をします」と声を掛け協力依頼する</p>	<p>○換気回数は1時間に2回を目安とする</p> <p>※厚生労働省は毎時2回を推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度全開にする ・窓が1つしかない場合でも入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れる ・扇風機や換気扇を併用すれば、窓とドアの間に空気が流れる <p>扇風機や換気扇を併用すると換気の効果はさらに上がる</p>

<p>○トイレ使用に関すること</p> <p>※トイレは感染リスクが比較的高いと 考えられるため特に注意すること</p>	<p>○不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う</p> <p>○トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する</p> <p>○ペーパータオルを設置するか個人用タオルを準備する</p> <p>○便器内は、通常の清掃でよい</p>
<p>○ゴミ出しなどに関すること</p> <p>【ゴミ回収時の留意事項】</p> <p>ゴミを回収する場合、必ずマスクと手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。</p>	<p>各世帯から出るゴミは、世帯ごとに小～中のゴミ袋に入れ、口を縛り、避難所の共同のゴミ箱に捨てるよう指導し徹底する</p> <p>①ゴミ出しのときは、ゴミ袋の口をしっかりと結ぶこと</p> <p>②ゴミ袋がパンパンになるまでゴミを詰め込まないこと</p> <p>③ゴミ袋の素材が薄く袋の強度の弱いものは二重にすること</p> <p>※以上は、避難所内から避難所に設置したゴミ集積場まで運ぶ衛生班の方やそのゴミを焼却場に運ぶ清掃員さんに対する感染防止策です</p>

【避難者の居住スペースの清掃】

- 1日1回「次亜塩素酸ナトリウムに浸したペーパータオルで拭き掃除する。
- 前後に手洗いとアルコール消毒をする。

メモ

断水していて、石けんとアルコール消毒液もない！どうやって手を洗う??

手についたウイルスを少しでも減らすために、ペットボトルの飲料水やウェットティッシュ等があればそれで拭きましょう。またおにぎりやパンを食べるときなど、中身には直接触れずに、包装袋だけを持ちながら食べるようにしましょう。

第5章 避難所運営ルールの決定

【健康状態の確認方法】

- ・避難者の健康状態を確認するため、避難所入口の外に事前受付を設置する。
- ・健康チェックシートの確認係と受付係には透明のパーティションを設置する。
- ・健康チェックシート確認係で、発熱、咳等の症状の有無を確認し、他の専用避難所へ移動するかどうか判断する。

【避難先のレイアウト】

- ・養生テープによる区画や、パーティション、テント毎に番号を付した配置図をあらかじめ作成しておき、どの避難者がどの部屋、どの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。
- ・避難者1人当たり3平方メートル程度の確保を目安とするとともに、世帯間の間隔を1m以上確保するなど、人と人の間隔を、2m（最低1m）確保する。
- ・上記以外にも一人当たり4㎡の面積を確保する等の対策を講ずる。

【資料】資料1「社会的距離を確保した第2次避難所「体育館」のレイアウト」

- ・通路の幅は1：2m以上とする。
- ・パーティションの高さは、飛沫感染防止のため、少なくとも段ボールベッド等に座った状態でも口元が隠れる高さ（1m以上）とし、換気を考慮しつつ、プライバシー確保のため、より高いもの（2m程度）とすること。
- ・避難者の動線があまり交差しないようにする。
- ・高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患を持つ方には、衛生資材等が十分にある、より広い空間や別室を提供する。また必要に応じてテントを利用する。
- ・掲示板周辺等、人が密集しやすい場所は、養生テープで当該エリアを囲い、順番でエリア内に入り、掲示物を確認するなどのルールを設定する。

【資料】資料12「避難所における掲示板確認時の感染予防対策」

【避難者名簿】

避難所名簿には新型コロナウイルス感染症等の発症者が生じた場合に、その濃厚接触者を後追いできるように、避難者の区画番号（シート、テント番号）や部屋名、等を記載しておく。

【手洗い環境の整備】

蛇口等がついたプラスチック容器を利用して、断水時に流水での手洗いができるような手洗い場の設置を検討する。

【避難所運営ルールの共有事項】

(基本事項)

- ・発熱、咳等の症状が現れた者については専用スペースを確保する。
- ・発熱、咳等の症状が現れた者は他者から離し、専用スペースへ移動させる。
- ・発熱、咳等の症状が現れた者の個室を確保出来ない場合でも距離を2 m以上保ち、パーティションやカーテンなどを設置し、ウイルスが飛散する可能性を少しでも減らす。
- ・濃厚接触者については、発熱、咳等の症状が現れた者の対応に準じて専用スペースを確保する。
- ・発熱、咳等の症状が現れた者に対応するスタッフを限定する。
- ・避難所にいる全員がマスクを着用する。
- ・ゴミは密閉して捨てる。
- ・手洗いのタイミングの周知：手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人に触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをする前後、炊き出しをする前、食事の前、症状のある人の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後。
- ・手洗いを必要とするタイミングの環境に、アルコール手指消毒薬(医薬部外品使用)を設置する。

(消毒・換気)

- ・トイレ・出入口・ドアなど、人が触る部分を重点的に清掃と消毒をする。
- ・清掃消毒は、アルコールや、0.05%次亜塩素酸ナトリウム溶液等を、用途別で用いる。「1時間ごと」などルールを決める(腐食性があるため、金属等はふき取りを行う)。
- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。窓が一つしかない場合は、ドアを開ける。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用する。換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

(食事・物資配布ルールの基本)

- ・発熱、咳等の症状が現れた者への食事提供は、他の人とは別の場所で行うなどの工夫を行う。
- ・その他の者についても、一斉に食事を取りに来るような方法や手渡しは避ける。
- ・食事を床に置くのは避ける。
- ・食器は原則使い捨てのものを使い、なければ、ラップやポリ袋を被せ、一回ごとに置き替える。
- ・担当者は手袋とマスクを必ず着用する。

第6章 避難所運営担当者の安全管理

1 避難所運営担当者（自主防災会・町職員等）の安全管理

マスク・使い捨て手袋は脱ぐときが一番感染するため（外側は汚染されているため触らない）以下の点を徹底する。

<避難所運営担当者の実施事項>

- ①手指を消毒する。
- ②マスクを鼻の形に併せて装着する。
- ③手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないよう注意する。
- ④片方の手袋を脱ぐ。内側（清潔部分）に触れないように注意する。
- ⑤脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ⑥感染性廃棄物入れに距離を保って捨てる。
- ⑦マスクを脱ぐ前に手指消毒をする。
- ⑧マスクのゴム部分をもってマスクを外す。マスク本体には触れないよう留意。
- ⑨感染性・廃棄物入れに距離を保って捨てる。

2 避難所運営における場面ごとの装備

	マスク	眼の防護具	使捨て手袋	掃除用手袋	長袖ガウン
避難所受付時の対応	○	△	○		
清掃・消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある者等の専用ゾーンでの対応	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある者等の専用ゾーンでの清掃・消毒	○	○		○	
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン・衣類の洗濯	○	○		○	
シャワー風呂の清掃	○	○		○	○

※スタッフ個々が担当する内容に応じて使用する

※目の防護具は、「フェイスシールド又はゴーグル」等

※長袖ガウンは、ゴミ袋での手作り、カップでの代用も可

注：受付スタッフは発熱、咳等の症状のある避難者と接する可能性があるため、ビニールの間仕切りや2m以上の距離の確保といった対策が取れない場合は、眼の防護具を着用する。

3 体調管理体制

○避難所運営業務前後に、検温や体調のチェックを実施する。

※発熱、倦怠感、咳、息苦しきの有無等

○自主防災会関係者や職員が納得して業務に従事できるよう確実な安全対策を講じる。

(例) マスク・消毒液・フェイスシールド(ゴーグル)・感染用防護着等の確実な準備

○不特定多数の避難者と会話を交わすため、感染リスクが高く、ストレスも生じやすい
ため、連続勤務は避けるなど、長期戦も見据えた配慮をしていく。

※早めに受援要請を行っていく